

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく
財政健全化計画及び経営健全化計画（県内市町村）の概要

平成22年3月31日
沖縄県企画部市町村課

【要点】

実質公債費比率が早期健全化基準（25%）以上となった座間味村、伊平屋村及び伊是名村の3団体が財政健全化計画を策定

座間味村（27.4%）...計画期間：平成21年度～平成24年度までの4年間

伊平屋村（28.9%）...計画期間：平成21年度～平成22年度までの2年間

伊是名村（28.0%）...計画期間：平成21年度～平成23年度までの3年間

資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上となった公営企業を運営する座間味村（簡易水道事業特別会計）及び伊是名村（船舶運航事業特別会計）の2団体が当該公営企業に係る経営健全化計画を策定

座間味村（57.2%）...計画期間：平成21年度～平成23年度までの3年間

伊是名村（57.1%）...計画期間：平成21年度～平成22年度までの2年間

1 財政健全化計画の概要〔別添「資料1～3」参照〕

(1) 座間味村

ア 早期健全化基準以上となった主な要因

3つの有人島ごとに社会基盤整備を行わなければならない、特に平成11年度から平成15年度までにかけて溶融炉整備事業等の大型の公共工事を集中的に進め、多額の地方債を発行したことによる公債費の増

イ 計画期間

4年間（平成24年度決算で基準未滿（24.9%）となる計画）

ウ 早期健全化基準未滿とするための方策

地方債の繰上償還及び歳入確保・歳出削減策の実施等

(2) 伊平屋村

ア 早期健全化基準以上となった主な要因

昭和63年度から平成17年度までに行った一般廃棄物処理施設整備事業等の財源に充てるために多額の地方債を発行したことによる公債費の増

イ 計画期間

2年間（平成22年度決算で基準未滿（23.4%）となる計画）

ウ 早期健全化基準未滿とするための方策

歳入確保・歳出削減策の実施（県の支援策（民間資金を繰上償還する場合、その財源として県の市町村振興資金を10年間無利子で貸付）を活用した地方債の繰上償還も実施）

(3) 伊是名村

ア 早期健全化基準以上となった主な要因

平成6年度から平成10年度までにかけて実施した「特定地域における若者定住促進緊急プロジェクト事業」等に係る財源として多額の地方債を発行したことにより、これらの事業に係る公債費が増加したこと。

特別会計においても簡易水道施設等の建設に伴い多額の地方債を発行したことにより公債費が増大しており、その一部を補てんするため一般会計から繰出金が生じていること。

イ 計画期間

3年間（平成23年度決算で基準未滿（24.0%）となる計画）

ウ 早期健全化基準未滿とするための方策

歳入確保・歳出削減策の実施（県の支援策（民間資金を繰上償還する場合、その財源として県の市町村振興資金を10年間無利子で貸付）を活用した地方債の繰上償還も実施）

2 経営健全化計画の概要〔別添「資料4～5」参照〕

(1) 座間味村（簡易水道事業特別会計）

ア 経営健全化基準以上となった主な要因

3つの有人島ごとに水源施設等整備しなければならず、多額の地方債を発行したことによる企業債元利償還金の増。9年連続渇水状態が続いたことによる渇水対策に要する経費の増大等。

イ 計画期間

3年間（平成23年度決算で基準未滿（8.0%）となる計画）

ウ 経営健全化基準未滿とするための方策

定期的な料金改定の実施、徴収体制の徹底した見直しと滞納台帳の整備・管理の徹底、公的資金補償金免除繰上償還の確実な実施等

(2) 伊是名村（船舶運航事業特別会計）

ア 経営健全化基準以上となった主な要因

人口（運送人員）の減少に伴う料金収入の減少、公共工事の減少に伴う航送運賃収入の減少、燃料費の高騰による営業費用の増加等に対し、長期に渡る総収益と総費用の不均衡を早期に解消しなかったことによる累積赤字の増

イ 計画期間

2年間（平成22年度決算で基準未滿（9.4%）となる計画）

ウ 経営健全化基準未滿とするための方策

修学旅行等の誘致、リース船の買取によるリース料の削減、運航スケジュールの検討（1月・2月の月曜日～木曜日までを減便）、委託費の見直し等